

秦野中井インターチェンジ南地区地区計画審査基準

(令和8年4月1日)

1 目的

秦野中井インターチェンジ南地区地区計画区域内において、魅力ある産業用地の形成を図るため、土地利用等の審査基準を次のとおり策定するものである。

2 土地利用等の基準

秦野中井インターチェンジ南地区地区計画区域内における土地利用等の基準は、次に掲げる事項とする。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、秦野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成6年秦野市条例第5号)その他の法令等により定められたものにあつては、それらの法令等の定めるところによるものとする。

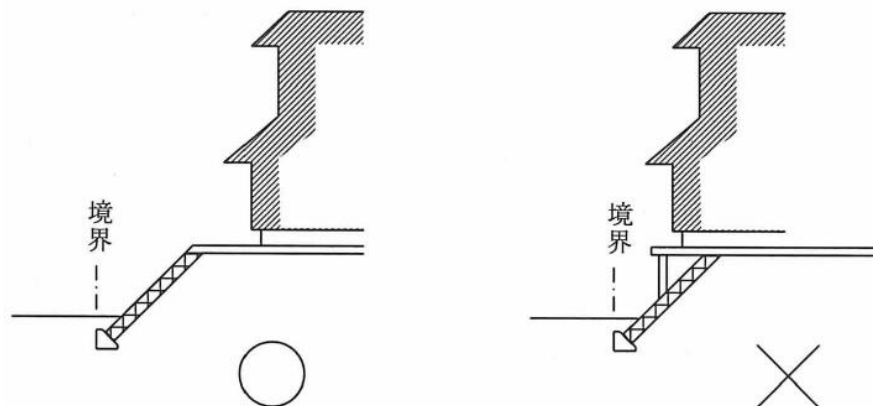
- (1) 敷地は、原則として土地区画整理事業による造成後の形状を維持するものとする。ただし、次に掲げる変更については、この限りではない。

ア 構造上安全な駐車スペース又は門扉及びフェンス等の築造

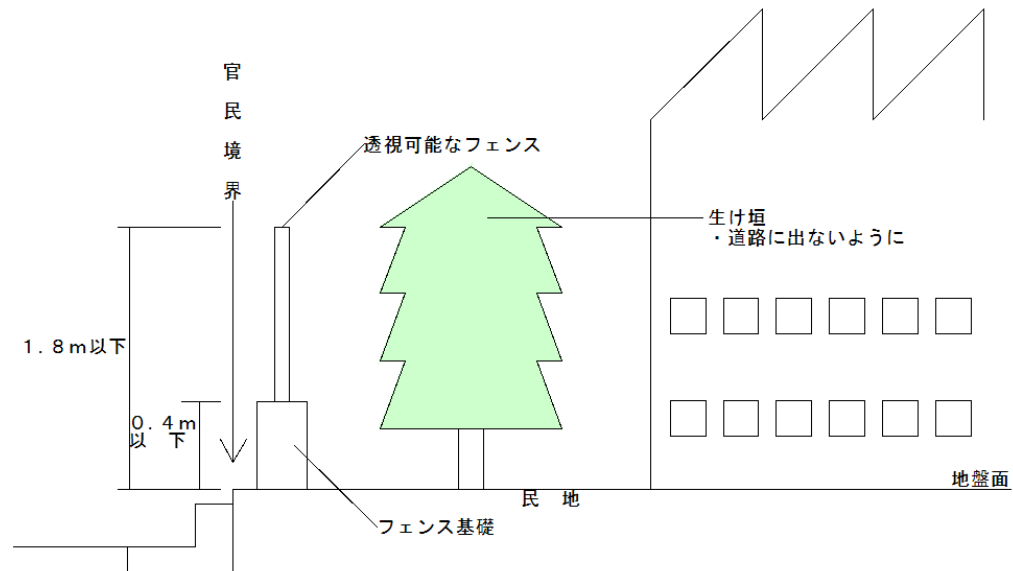
イ 造成分譲時の自然法部保護のための構造上安全な石積み又は擁壁の築造

ウ その他土地の有効利用のため、やむを得ない場合(事前に本市と協議すること。)

- (2) 造成分譲時に築造されているものを除き、擁壁の上部には建築物を建築し、又は人工的な地盤を築造してはならない。



- (3) フェンス等を設置する場合の基礎の立ち上がりは、計画敷地内の地盤面から0.4m以下とする。ただし、道路斜線制限の緩和を受ける場合は、本市と事前に相談すること。なお、地盤面は、計画敷地内のフェンス又はフェンス基礎のフェンス設置位置を基準とする。



- (4) 建築物の屋根及び外壁の色彩は、ふるさと秦野美観計画に即し周辺環境に配慮した落ち着いた色調に努め、原色等の彩度の高い色彩を避けるとともに、それ以外の建築物についても、落ち着いた色調に努める。

3 補則

前項各号に掲げる基準にない事項その他必要な事項は、協議し、別に決定するものとする。